

年 月 日

健 康 局 長 様

保 健 所 長

国家戦略特別区域法第 13 条第 項に係る行政処分について（進達）

標題につきまして、国家戦略特別区域法に基づく国家戦略特別区域外国人滞在施設経営事業の特定認定を受けた事業者について国家戦略特別区域法第 13 条第 項第 号に該当することが判明しましたので、当該認定事業者に対する行政処分を進達します。

記

1 当該認定事業者

2 該当条項

3 根拠

4 処分の内容

5 参考